

報道関係者 各位

令和6年1月29日

【照会先】

高知労働局職業安定部職業安定課

課長 大森 次郎

地方職業指導官 西野 益貴

電話 088-885-6051

## 2月は「正社員就職強化月間」です

— 人手不足解消の鍵は『正社員』 —

高知労働局（局長 中村 克美）は、2月を「正社員就職強化月間」として設定し、正社員就職・正社員転換の実現に重点的に取り組んでいきます。

### 「正社員就職強化月間」の主な取組内容

#### 1 実施期間

令和6年2月1日から2月29日まで

#### 2 主な取組内容

##### ○事業主への働きかけの強化

労働局・ハローワークにおいては、業界団体や企業を訪問し、正社員求人への提出を働きかけます。併せて多様な正社員やトライアル雇用制度等を説明し、正社員就職・転換実現に向けた取組みへの理解と協力を要請します。

##### ○求職者に対する就職支援の更なる強化

非正規雇用労働者や新規学卒未内定者等に対して、正社員求人への応募を勧奨し、積極的な支援を実施します。

また、2月19日に『社員育成がんばってる！企業 就職フェア』を開催し、人材確保を希望する企業と正社員就職を希望する求職者とのマッチングを進めます。

##### ○「ユースエール認定制度」の周知及び勧奨

新規学卒者等に係る正社員採用に有効な「ユースエール認定制度」について、業界団体や企業に積極的に周知し、認定申請に係る勧奨を行います。



# 2月は『正社員就職強化月間』です。 ～人手不足解消の鍵は『正社員』～

## 1 『正社員就職強化月間』の目的

高知県内の有効求人倍率（季節調整値）は、令和5年11月において1.13倍となっており、令和2年12月から36ヶ月連続で1.00倍を超える水準で推移しています。原材料費の高騰などが雇用に与える影響に注意する必要がありますが、雇用失業情勢は改善の動きがみられるところです。

このような中、令和3年以降求人数が増える一方で、求職者数が減少するなど、高知県内の多くの企業では、人手不足が解消されておらず、人材確保が大きな課題となっています。

今後、求める人材を確保するためには、募集方法を工夫するのみでなく、求職者にとって一層魅力を感じることができるような、求人条件や職場環境の改善を図っていくことが必要となります。

また、良質な人材を確保するためには、非正規雇用に頼るのではなく、可能な限り正社員として雇用した上で育成し活用していくことや、非正規雇用労働者を正社員に転換し、より一層能力を発揮してもらうことの必要性について、企業の皆様に理解を深めていただくことが重要です。

このため高知労働局では、2月を「正社員就職強化月間」として設定し、正社員就職・正社員転換の実現に重点的に取り組んでいます。

## 2 企業の皆様に取り組んでいただきたいこと

### (1) 正社員求人をハローワークに提出しましょう！

求める人材を確保するためには、「働き方改革」による雇用管理改善を実現することにより、求職者にとって一層魅力を感じる求人条件にして、ハローワークに求人提出をしてください。非正規雇用求人を正社員求人へ転換することは、求人の魅力を大いに高めます。

※高知労働局管内のハローワークの紹介で正社員に就職した方は、令和4年度は4,620人でした。令和5年度は11月末現在で3,024人となっています。

### (2) 正社員以外の働き方で働いている方々の正社員転換

優秀な人材確保の観点から、不本意ながら正社員以外の働き方で働いている方の正社員転換が有効です。正社員転換制度を設けることで、従業員のモチベーションアップにつながります。

### 3 正社員雇用等をサポートするための支援措置

高知労働局では、正社員雇用や非正規雇用労働者の正社員転換に取り組まれる企業をサポートする為に、様々な無料相談や助成金制度を用意しています。

ここでは代表的な助成金制度を2つ紹介します。

#### (1) トライアル雇用助成金

##### 【ご利用いただけるケース】

安定的な就職が困難な求職者をハローワーク等の紹介で試行的・段階的に雇い入れする場合。

##### 【概要】

安定的な就職が困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用した場合に助成します。

- お問い合わせ先 最寄りのハローワークへ（下記問合せ先参照）

#### (2) キャリアアップ助成金

##### 【ご利用いただけるケース】

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップに取り組む場合。

##### 【概要】

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

- お問い合わせ先 高知労働局助成金センターへ TEL088-878-5328

### 4 ユースエール認定制度の活用

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定します。

認定を受けると、ハローワークなどで重点的 PR を実施・面接会への優先参加・日本政策金融公庫による低利子融資などのメリットがあります。

- お問い合わせ先 高知労働局職業安定課へ TEL088-885-6051



#### 高知労働局

〒781-9548 高知市南金田 1-39

職業安定部

職業安定課

☎088-885-6051

職業対策課

☎088-885-6052

訓練課

☎088-888-6600

雇用環境・均等室

☎088-885-6041

- 多様な正社員制度の導入・運用のご相談、お問い合わせは

#### 高知県内ハローワーク

ハローワーク高知

〒781-8560

高知市大津乙 2536-6

☎088-878-5320

ハローワーク香美

〒782-0033

香美市土佐山田町旭町 1-4-10

☎0887-53-4171

ハローワーク須崎

〒785-0012

須崎市西糺町 4-3

☎0889-42-2566

ハローワーク四万十

〒787-0012

四万十市右山五月町 3-12

☎0880-34-1155

ハローワーク安芸

〒784-0001

安芸市矢の丸 4-4-4

☎0887-34-2111

ハローワークいの

〒781-2120

吾川郡いの町枝川 1943-1

☎088-893-1225

